

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	住吉消防署電動シャッター修理	19 産業用機器	三和シャッター工業(株)	1,265,000円	令和6年7月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
2	アリエル2Cエンジン修繕	39 船舶・航空機・鉄道	日本エアロスペース(株)	119,545,307円	令和6年7月23日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	該当
3	消防局庁舎ガス吸収式冷温水機修繕	19 産業用機器	川重冷熱工業(株)	6,600,000円	令和6年8月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
4	消防局庁舎コンパクト形空調機修繕	19 産業用機器	クボタ空調(株)	7,214,581円	令和6年8月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
5	消防教科書「危険物」ほか15点 買入	51 図書	(一財)全国消防協会	2,797,762円	令和6年8月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
6	消防局九条庁舎不活性ガス消火設備修理	19 産業用機器	ヤマトプロテック(株)	1,131,900円	令和6年8月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
7	消防局庁舎(九条)オーバーヘッドドア駆動部修理	19 産業用機器	文化シャッター(株)	1,360,700円	令和6年8月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
8	北消防署空調機修理	19 産業用機器	日立グローバルライフソリューションズ(株)	1,107,975円	令和6年8月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
9	小型タンク車(STR160)排出ガス減少装置ほか修繕	37 自動車修理	大阪日野自動車(株)	1,166,073円	令和6年8月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
10	東成消防署ガス吸収式冷温水機修理	19 産業用機器	パナソニック産機システムズ(株)	1,061,500円	令和6年9月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
11	令和6年度 防火衣補修	59 消防・防災用品	キンバイ商事(株)	1,153,460円	令和6年9月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	

随意契約理由書

1 案件名称

住吉消防署電動シャッター修理

2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社

3 随意契約理由

本案件は、部品の経年劣化等により不具合が生じている上記庁舎の「電動シャッター」（以下「対象製品」という。）を修理するものである。

対象製品は製造メーカーが独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、対象製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造メーカーであることから、本修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有しており、本修理を行うことのできる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、補修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課 （電話番号 06-4393-6154）

随意契約理由書

1 案件名称

アリエル 2 C エンジン修繕

2 契約の相手方

日本エアロスペース株式会社

3 随意契約理由

本案件については、ヘリコプター「なにわ」のエンジン分解修理作業である。今年度実施中の「3000 時間以下点検及びサービスブリテン(SB)等の実施」にてエンジン内部を点検した結果、燃焼室にクラック（割れ）が発見された。この不具合は部品交換が必要であり、当該作業は製造会社から作業を実施する認定を受けている作業業者でのみ実施が可能な作業となっており、国内で当該作業が実施できる会社は日本エアロスペース株式会社のみである。

よって、上記業者を指定する

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） （電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

消防局庁舎ガス吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

川重冷熱工業株式会社

3 随意契約理由

消防局庁舎のガス吸収式冷温水機は、製造会社が独自に設計、製造したものであり、また機器の主要部分については自社専用の部品等で構成されているため、本修繕を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造会社であることから、本修繕を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有している唯一の事業者である。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課（営繕）（電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

消防局庁舎コンパクト形空気調和機修繕

2 契約の相手方

クボタ空調株式会社

3 随意契約理由

本件は消防局庁舎に設置しているコンパクト形空気調和機の修繕を行うものである。

当該空気調和機は、製造会社が独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修繕を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記事業者は製造会社であることから、修繕を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有している唯一の事業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課（営繕）（電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

消防教科書「危険物」ほか 15 点 買入

2 契約の相手方

一般財団法人全国消防協会

3 随意契約理由

当局が職員研修用として使用している消防教科書「危険物」ほか 15 点は、一般財団法人全国消防協会が発行し販売する図書である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

救急部 救急課（救命普及） 電話番号：06-4393-6633

随意契約理由書

1 案件名称

消防局九条庁舎不活性ガス消火設備修理

2 契約の相手方

ヤマトプロテック株式会社

3 随意契約理由

本修理は、消防局九条庁舎における不活性ガス消火設備の部品取替えを行うものである。

本設備は、上記事業者が独自に設計・施工したものであり、部品交換や機器の動作確認、機能保証を行うには機器の性能や構造を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、他社の貯蔵容器及び部品では互換性がないため、装置本体に取り付けられず当初の性能が発揮できない。

さらに、製造物責任の所在を明確にする観点から、修理後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称
消防局庁舎（九条）オーバーヘッドドア駆動部修理

2 契約の相手方
文化シャッター株式会社

3 随意契約理由

本案件は、部品の経年劣化等により不具合が生じている上記庁舎の「オーバーヘッドドア」（以下「対象製品」という。）を修理するものである。

対象製品は製造メーカーが独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、対象製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造メーカーであることから、本修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有しており、本修理を行うことのできる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、補修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署
消防局総務部施設課 （電話番号 06-4393-6154）

随意契約理由書

1 案件名称

北消防署空調機修理

2 契約の相手方

日立グローバルライフソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

北消防署に設置されている空調設備は、製造会社である日立ジョンソンコントロールズ株式会社が独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記事業者は、製造会社の修理等を行う専門の事業者として本修理を行うために必要な独自の知識や技術の指導、専用部品の提供を受けている唯一の事業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課（営繕）（電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

小型タンク車（STR160）排出ガス減少装置ほか修繕

2 契約の相手方

大阪日野自動車株式会社

3 随意契約理由

小型タンク車は、現場への走行のほか、機関出力を利用する消防用ポンプを使った消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に基づき設計製作され、消防活動上、安全な走行と確実な動作を要求されるものである。

当該消防車両のシャシ部分は日野自動車株式会社にて製造され、機関等について同社独自の技術で設計製作されている。従って、その修繕には製造業者独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。上記事業者は製造会社の直系ディーラーであり、製造会社と専門知識や技術情報を共有している。

よって、本契約は上記事業者以外では本修繕を履行することができないため、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6189）

随意契約理由書

1 案件名称

東成消防署ガス吸収式冷温水機修理

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ株式会社

3 随意契約理由

東成消防署に設置されているガス吸収式冷温水機は、パナソニック株式会社（旧三洋電機株式会社）「以下『製造会社』という。」が独自に設計、製造したものであり、また燃焼部及び制御部等の主要部分については自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記事業者は、製造会社の修理等を行う専門の事業者として本修理を行うために必要な独自の知識や技術の指導、専用部品の提供を受けている唯一の事業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（営繕）（電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

1 案件名称

防火衣 補修

2 契約の相手方

キンパイ商事株式会社

3 随意契約理由

本案件は、災害現場活動及び警防訓練で破損、劣化した防火衣を補修するものである。

防火衣は、消防庁の定める「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」の性能基準を満たし、当該ガイドラインにおける性能試験に合格しなければならない。

当局保有の防火衣は、上記業者が性能基準を満たすために必要な製造知識や材料により業者独自の工程で製造したもので、他の業者では補修することができない。また、製造物責任の所在を明確にし、補修後の性能保証の責任を確保する必要がある。

よって、上記業者を指名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務部施設課（施設）（電話番号 06-4393-6145）